

## 議会運営委員会会議録

平成15年6月3日午前8時55分から委員会室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎小野 隆雄      ○浦野 圭司      嶋田 善行  
飯高 昭二      西谷 剛周      里川宜志子  
中川 靖広

森河議長

### 2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆      同係長 猪川 恭弘

### 3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前8時55分）

委員長 署名委員 飯高委員 西谷委員

委員長 おはようございます。本日は、議会運営委員会を開催しない予定でしたが、お手元の配布資料の通り、陳情書および、要請書の提出があり、取扱い方について協議の必要性から、議会運営委員会を急きょ開催させて、いただくことになりましたので、よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から、議会運営委員会を開催いたします。まず、会議6署名委員を指名いたします。署名委員には、飯高委員、西谷委員、本日及び会期中、よろしくお願い致します。この会期中ということに関しましては、慣例で、会期中の議会運営委員会は、すべて飯高委員、西谷委員に、お願いしていく経緯がありますので、会期中の議会運営委員会は、その都度これから指名いたしませんので、よろしくお願い致します。

それでは初めに、陳情書の取り扱いについて、本来なら、朗読してもらおうんですが、どういたしましょう。いま、皆様のお手元に、配布しただけですので、まだ内容的には、まだちょっと把握しにくいと思いますが。内容はこの議会運営委員会では、付託するか、配布に留めるということ。まず、この陳情書の方について、配布に留めることでのいいのか、どこかの委員会に付託する方がいいのか、それを先に、議論していただきたいと思います。ご意見のある方お願い致します。

里川委員 要請書にしろ、陳情書にしろ、姿勢としては、同じ考え方だったものですから。斑鳩町にお住まいの住民の方から出ているものでありますし、これまでも、そういう形の場合慎重に審議させていただきたいと。議会の方でも、一定の審査をするべきだと、というような立場から、委員会に付託をして、一定の審査をさして頂いてきた経過も、これまでもある

と思いますし、今後もそういう形でいくべきではないかと。いろんな団体から、郵送で送られてくるものもありますけれども、町民の方から出てきた、こういったものについては、各所掌、所管の事務でやっていただく、各委員会で付託していただくというのが、私は、議会として、いい形ではないかと考えています。

委員長

この陳情書の最初に、統一地方選挙により新しく構成された町議会の活躍を期待して陳情書を提出します。できればもう少し早く出していただきたかったです。昨日私、偶然に議会へ来たときに、陳情者がおいででしたので、もう少し早く出すべきだということを書いて頂きましたので、私も、里川委員に賛成で、どこかに付託して、審査をすべきだと思いますが。ほかにご意見ございませんか。

中川委員

結果として同じ意見になるかもしれませんが、私も、2年前に、都市基盤整備特別委員会に、属させて頂いていた立場からいうと、都市基盤整備特別委員会の継続審査、門前線にもかかわってくる、陳情内容じゃないかと、思いますけれども。やはり、都市基盤整備特別委員会で、審議してもらおうと。

委員長

次聞かせていただきます。付託ということで。

それでは、昨日提出されましたこの陳情書については、委員会審査をするために、付託をするということで、ご意見ございませんか。

( 了 承 )

委員長

それではこの陳情書の付託先なんです。今、中川委員から、ちょっと触れていただきましたが、法隆寺門前広場ということで、ということについての審査ということですが、都市計画道路門前線とも関連してい

ることから、中川委員は、都市基盤整備特別委員会に所属しておられた関係で、そこがいいんじゃないのかなと、いう意見なんですけど、ほかにご意見はございませんか。

里川委員　　こういった内容について、以前にも陳情が出たこともあったんじゃないかと思うんですけどね。どうだったのかな。以前には、建水でやっていただいたのかなと、いうふうに思ったりもするんですけども。常任委員会に付託する方が、形としては、議会の運営上、スムーズに、いくのかなと、思ったりもするんですけども。私としては、どちらに付託ということになっても、とにかく審議されるということであれば、異論は無いわけなんですけど、できたら、会期中に開会される常任委員会の方が、運営上、いいのかなあっていう気がするんですね。

委員長　　局長どうだろう。こういう記憶ないねけど、この門前広場のについての陳情というのは、……。あの新人議員さんの方は、ちょっと理解しにくいと思うんですけど、この内容として、特別委員会もしくは常任委員会に、付託すると、それを議会運営委員会で、結論づけて、全員協議会で報告して、議長にそのように取りはからってもらうという流れになってきます。そのなかで、都市計画事業ということを考えていけば、中川委員のおっしゃっているような感じになるんじゃないかと、それと、門前広場ということで、限定していつて、それと、また、都市基盤整備特別委員会に、付託したとしたら、特別委員会の開催を委員長に促さなければならないと。それは会期中であろうと、もちろん閉会中でもできますので、そうした面と両面考えて、陳情者に対するというんですか、住民に対して、受け止め方として、良いのかなあと。審議する内容については、都市整備課の担当だと思います。その都市整備課どちらにも入っておりますので、それは別段問題ないと思いますが。里川委員がおっしゃるように、常任委員会と、特別委員会、区別はしないんですが、でき

るだけ早く、審査に入る方が、ベターじゃないかなという意見も、あるように思いますので、その点。

西谷委員 双方、常任委員会、特別委員会の考え方あると思うんですが、僕自身は実際この案件にのぼっているのは、都市計画事業やし、そのなかで、  
・・・土地収用という中で出てきた話。斑鳩町もいずれ、駅前整備にし  
る、・・・収用とか、そういう部分も、議員自身どういうものか、いろ  
んなことを考えていく中では、できるだけ、都市計画事業推進という立  
場をとっている都市基盤整備特別委員会で、そういうことを具体的に審  
査する方が良い。特別委員会の方が議員の数も多いという中では。非常  
にこういうものを含めて、事業の性格を知ってもらうという意味では、  
効果がある。確かに、日程的に、組まれていませんが、逆に、こういう  
こと出たことによって、臨時でも委員会を開くことによって、住民に対  
する議会の姿勢みたいなものは、表れるのではないかと。

中川委員 早いから、建水じゃなしに、法隆寺門前線も、入っているんでね、こ  
の陳情の中には。やっぱり審議している、特別委員会で、やってもらっ  
た方が良くと思います。建水で、この法隆寺線とか、審議してませんか  
ら。

委員長 どうですか。経験のある3人の委員さんでは、2対1の関係。

里川委員 どっちになっても異論は無いですから。

委員長 一応、付託先というのは、こちらで決めていかんなんいけませんねん  
けど、どうですか。今までの議論の中で、何か感じることあったら言っ  
てください。

浦野委員 西谷委員さんがおっしゃったことが、非常にいわゆる町民に対して、町民からの要望で、憲法とか、都市整備法とか、色々書いてますけど、法律的な範疇は、範疇ですが、都市基盤整備という意味で、議員の数が多いと、常任委員会の方が6月で、決まっちゃうんですが、遅い早いよりも、審議内容をどうするかという方が、僕は大事だと思いますので、西谷委員が、おっしゃったことが、非常に一理あると思います。

委員長 どうですか。飯高委員。

飯高委員 私も、実際に、都計審、都市の特別整備委員ですか、見ますと、議員さんの方が、こっちの方が、多いんで。

委員長 都計審じゃないんで。建設水道常任委員会に付託するかという。建水か…。

飯高委員 建水の方が、よろしいですね。

委員長 建水の方がよろしいですか。建水の方で審議する方が、よろしいという事で、

飯高委員 人数の多い、そっちの方が…。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 内容的には、都市基盤の方が、と思います。

委員長 そうしたら、里川委員も、強いて言えば、ということでの意見でしたし、全体的には、都市基盤整備特別委員会に付託をする方が、ベターで

あると、そのように結論づけて行きたいと思います。また、私の方からも、もちろん議長からも、特別委員会の委員長に、委員会開会の即時開会を要請していただきますので、それについてもできるだけ早めに開いてもらおうと。そのように決定してよろしいですか。

(会期中に開くということですか、との声)

委員長

できるだけ。日程的にどうなるか、可能かなと思いますねけど。

そうしたら、できるだけ議長とともに、特別委員長に会期中での開会、審議を要請します。議長それでよろしいですね。会期中にということ。メンバー的にどうなのかということも考えて、日程を会期中にできるだけ入れてもらって、最終日に委員長報告。継続、これは特別委員会やから継続打たんでもいけるのかな。その時にはどこまで審査しているということも、中間報告なるか分かりませんが、この6月最終日に、一つの報告ができるような日程で行きたいと思いますので。そういうことで、この陳情書については決めさせていただきます。

次に要請書です。これも付託するかということで、先ほど里川議員からも、住民からの分ということで付託して審査すべきという意見がいただいております。この内容についてのご意見をお伺いいたします。

里川委員

要請書という形になっているんですけども、議会としても教育基本法改正、どういう方向に改正されようとしているのかということについて、ご認識いただき、審査、審議をしていただく、こういうことを議会としてもやってほしい、という住民からの要請であるという風に私は受け止めておりますので、できたら、これも担当常任委員会で、一定の議論をしていただきたいな、という風に思っています

委員長

他、意見ございませんか。まあ、これもまた新任議員さんには失礼で

すが、前回同じような要請書を出しましたが、前回の議会運営委員会で、内容はもちろん違いますけれども、それについては配布にとどめる、ということで、結論づけていただいて、本日全員に報告させていただきます。そういうふうな配布にとどめるのか、先の陳情書のように、どこかの委員会に付託して審査をしてもらって、一応斑鳩町議会としての結論を出していくのか、ということで、今その審議をしています。里川議員からはどこかの委員会に付託をして審査すべき、というご意見ですが、ほかにございませつか。

浦野委員 教育基本法と言うのは、いわゆる執行機関と言うか、もちろん議決機関も、国だと思つたんですが、町議会が審議する。

委員長 ちょっと意見の途中すいません。改正に反対することで、斑鳩町議会に、意見書を採択してください。だから、教育基本法に反対しますということでまとまったら、それを政府に、意見書を送付してくれという要請なんです。内容はもちろん良いのか悪いのか、審査しますが、私たちの中ではできないことなんです。それを政府に、改正に反対してますよ、町議会として。してますよということで、関係機関へ意見書を送付するという。それによって、政府のやり方が、どうのこうのじゃなくて、それによって政府の方も、たくさんのところから、意見が、・・・。

浦野委員 そうしたら、やっぱり配布に終わらずに、住民の声として審議する先を決めた方がいいんじゃないですか。さっきのも、門前の問題と同じようにとらえたらよろしいんじゃないでしょうか。

委員長 その審議結果のなかで、委員会で意見書を採択しようと、意見書をだそ、とするのか。いやいや、意見書を出さなくていいという結論になるのか。その結果によってはまた、どっちみち前回の要請書と同じように



、全員・・・したら、・・・発議で、意見書を提出されることもあると思います。そういうことですねけどね。

嶋田委員 配布だけで良いと思います。

委員長 他、ご意見ございませんか。どうですか。

飯高委員 委員会に付託して、・・・。

委員長 西谷委員、どうですか。

西谷委員 どちらでもいいです。要は、これ自身について、僕は、個人的に、教育基本法と言うのは、今の教育基本法は、まちごうてるな思うから、改正すべきだという立場で読むと、そんなことない、愛国心は国民として必要な違うかという部分ありますので、こういうことについては、配布されて、そのなかで、議員さんが、例えば意見書として出すんやって言わはんねやったら、その方が、本会議の場で、議会としてしたい、それについて、賛同される議員さんが、過半数を超えたら意見書として・・・。

言うのは、こういう問題っていうのは、結構それぞれの思いが違ふと思うんですね。審議したときに、審議っていうのは、なかなかこの文書からは、そうしたら、教育基本法そのものを、この町議会で審議されて、果たして討論やったときに、意見がかみあったとか、・・・相当な勉強をして、関心を持ってしてたら、意見が言われるんやろけども、僕らでも、どうやって、言われたら、漠然とした部分でしか、言われへんとしたら、審議、本当に関心のある人同士の賛成の意見あるいは、反対の意見を聞いて、そのなかで他の議員が、判断して、せやなと思って、自分が正しいと思う・・・。わざわざ審議して、議会のなかで、案件とし

て審議したときに、満足な審議ができるのかな、と僕自身は、疑問がありますから、そういう意欲のある人が、出してくれはったら。そんでええんちゃうかなという気がします。

浦野委員　それもようわかるんです。審議すればするほど、なんか一長一短というか、いろんな意見ですぎてしまって決議が取れないと、人それぞれの意見というのがあると思うんですけれども、ただ出された天川さんにすれば、配布に終わったと、議論してくれない、という風になると思うんです。必ずなると思うんです。そうした中で、配布で終わるのと、議論していただけるのと、2種類あるとしたら、配布に終わった人にしたら、町議会動いてくれないやないか、ということで捉えられると思うんですね。

西谷委員　配布しても、・・・。

里川委員　やっぱり総務委員会で、議論できたらしていただきたいと。やっぱり教育も、行政がありますので、教育行政をしていく上で、今回の教育基本法改正、この反対の意見書が採択されるかどうかは、別にしまして、どんなふうに改正されようとしているのか、そのことについて、一定の、町民から出てきたものに対して、議会が一定の議論をしたと。そして、これまで町民の方から、出てきたものにつきまして、先日の環境問題の関係にしる、前回の議会でも、町民の方から出てきたものに対しては、こちらも、きちっと受け止めさせていただいて、一定の議論をして、それを採択するかしないかと、いうことも含めて、議論をしてきたわけですから、この件につきましても、意見書を採択については、要望があっても採択しない場合がありますから、これまでも。そのことを決めるだけですので、一定の議会での認識を持って、今後の教育行政を見ていく中でも、やはり担当の常任委員会では、議論をしていただくという

ことは、必要なことではないかな、という風に思ってますのでね、付託をしていただきたいと、というふうに思ったわけですがけれども。総務委員さんはじめ、ここのメンバーの方が、そんな必要はない、国で勝手にやるんやと、いうことで、終わるんでしたら、それはそれで仕方がないと、思うんですけれども、そうしたら、今、西谷委員が、おっしゃられたように、また私としては、皆さんが、受けとめていただけないものを私たちが、これを受け止めるのか、ということは、判断、私は、させていただきますけれども、とりあえず私の希望としては、議会で、こういった問題も、取り上げていただきたい。今後の斑鳩町の教育行政に、どうかかわってくるのかという認識も、皆さんに持っていただきたいということを感じましたので、私は付託を希望いたします。

委員長

他の委員の方。補足になるんか判らないんですが、仮に付託、今回のこの分については付託ははっきりしてます。これやったら、付託したら総務委員会。総務委員会でこの要請書をいろいろ議論していく。基本的に総務委員会で、やっぱり意見書をだそやと、発議しよやと、そこまで総務委員会での審議をした中での・・・結果論。そういう形で総務委員会で、全員で発議しましよと、それについて斑鳩町議会は他の議員さんが本会議で、総務委員会そないいうてるけど、やっぱりそんな意見書出す必要ない、不採択やと、意見書の発議を否決する場合があります。けれど、そういうことで総務委員会へ付託したら全ての結果とはならない。西谷議員もおっしゃっているように、総務委員会で議論してる中で、もし、意見書採択するまでもないという結論になったときには、里川委員の方で、配布に留めたときと同じ様な形で、これも同じ様な意見書を発議、これは議員としての権利もありますから、議員発議というかたちで意見書を提出すると、本会議諮ると。その時に反対なのか、賛成なのか。付託先で満場一致で意見書採択が出来なかった場合は、私はあかんと思うね。斑鳩町議会としての意見としてがまとまらないんじ

やないかな、という今までの経緯もありますので、そこらで西谷議員は配布にしておいたらいいんじゃないかという意見と、里川議員は最初に意見として言われた、町民からの要請ですので、同じように、陳情書も町民からの陳情である、直接の、郵送とかそういう問題ではなく、だから町議会として付託したということをきちっとやっていった方がいいんじゃないのかなというような意見、そのように思います。

まあ、そういうことでややこしい話になりますが、どうでしょうか。付託してしまうというのもひとつの方法やし、配布に留めるというのもひとつの方法だと思うんですが。そういう経緯も踏まえて。

嶋田委員

なるほど、町民住民からの要請書なんですけども、これ見ますと新日本婦人の会と、いう会がこれを出してはるという、僕は解釈してるんです。町民住民よりもね。そこら辺を考えると、配布でいいんじゃないのかな、こういうご意見もありますよと、いうことで議員の皆さんにご披露するという形を思って、配布でいいと、そういうふうなことです。私は配布でいいんじゃないかなと思っております。

里川委員

会やったらあかんという考え方は、私はちょっと判らないんですけど。公民館有料化のときも、こういう斑鳩町にあるいろんな会から、公民館有料すんの止めてくれという、要望書や陳情書やようけ来て、議会でも議論した経過ありますけど、その時は会の名前で出てきてますわ全部。だけど会やからどうか、それっていうのは斑鳩支部って書いてはるから、斑鳩支部っていうのは斑鳩町にお住まいの方たちで作ってはる会ですのでね。会やからあかんという、そういう考え方はちょっと判らないので、今後議会としたらどうなんやと。この会から出てきたやつは受け取れへんのかと、というような、それこそ、こちらから選別すると、出してくるものによって、人によって選別するようなことがあつては、絶対にあつては議会としてならない問題やと、私は思いますのでね、その

考え方ちょっと理解できない。

委員長        ちょっと、嶋田委員の意見について、西谷議員がおっしゃるのと同じ意味やったんです。先程ちらっと触れられたけど。議会の方でもし、配布に留めても意見書出すのか、というような個人的な質問だったと思うんですが、それと同じ様なことで嶋田委員の意見があったのかなと思うんですが、どうですか。

嶋田委員        何も会があかんとか、そんなこと一切言ってません。先程から町民から出たとか、住民から出たという、ご意見がありましたから、私は町民住民やなしに、新日本婦人の会が出したもんやと私自身は思ってるんで、町民住民からの意見ではないという僕自身の解釈ですよ。

中川委員        言葉悪いかわかりませんが、先程西谷委員さんいわはったように、結果が見えてるような、私も思いがするんですよ。付託した議員さんの中で、どれだけ深い内容で審議出きるかということもあるし、経験上いうたらおかしいけど、結果個人で、議員さんが発議するような形になるだろうと。付託して審議するよりも、結果見えてんねから、そういう意見じゃなかったのかな、と私も思いますので、配布に留めて、そういう思いのある議員さんが発議してもらって。結果そないなるように私も思うんですよ。

委員長        そないですか。飯高議員どうですか。

飯高委員        確かに住民の目線で見ると、今回付託の方がいいんじゃないかな、という思いなんです。やっぱりきつちりと受け止める形でね、今中川さん言われてました、結果が分かるとかいうのは、してみないと判らないとというのがあって、まず真摯に受け止めるということ、一番大

事だと思っうんですね。議員さんによってはいろいろ意見があっても、配布に留めるというのは確かにあるんですけども、今後こういった要請が同じ様な形で出てきた場合に、この間出てきたから付議止めとことか、そういう前例を作ってしまうと、窓口で意見が通らない議会になってしまったら困るんで、極力こういう形で審議を経て、なるならんは別にして、通してあげたいという気持ちであります。

委員長

これからもいろいろ陳情とか要請書が郵送されてくるときあるんです。同じ様な内容が3つも、4つも会から陳情というかたちでね。それに全て答えていってたら、委員会で町のことをしっかりと審議する時間がある程度圧迫されてくる可能性が出て来るんです。今まできちっとした区別はしてなかったんですが、郵送の場合と、こちらまで届けてもらうというか、実際こういう事はおかしいんやろけど、同じ思いで皆陳情して来られるんやけど、やはり議会としては、議会まで手で持ってきて、議長なり事務局長なりにある程度説明をして、お願いしますというてもらったら、付託してやろかなという感じもあるんです。そういう意味で里川委員は町内の方やったら、この・・・の方で、持参していただいているということで、付託した方がいいんじゃないのかな。そうしたら今後持参してくる要請書・陳情書を全て付託するのかということも、いろいろ議論していかなと思います。

今回の場合、私としては大体同じ様な数かなと、見てますねけど、こんな採決して付託するかしないか決めんのおかしいと思いますので。色々な意味で、色々な意味でというのはどういう意味やと突き詰めんといて欲しいんです。あんまりそういうことを言うたら、またそれが前提になってしまいますし。色々な意味でこの要請書は付託しておく方が、議会としていいんじゃないのかという、意見で私はおります。

配布に留めるということもひとつの方法なんですけど、今聞かしてもらったら配布の方が若干、多いような感じはするんですけど、まっふたつに

分かれている状態でもないと思います。

西谷委員　そんなに配布しなければならない、そのくらいたいそうに固持している訳でもなんでもないんです。どっちかというどっちでもええ。それは失礼な言い方かも知れへんけど、ただ聞いてて、12年間扱いとしてそんな感じがしてたけど、改めて新人議員さんに言われると、初心に戻ってもうちょっと議員も謙虚にならないかのかなと、僕も思ったんで、その辺のところは。ちゃんと総務委員会ですか、これはこれである程度・・・。

委員長　そうしたら、いろんな意見ございますけど、西谷議員も今までの経験から、色々な議論聞かして頂く中で、今まででしたら配布やろという思いでずっとおったんですが、やはり新人議員さん6人もおられますし、議会運営委員会はそういうことをしっかりと議論してるんだという、前向きな姿勢を見せていきたいと思います。

この要請書付託すると、付託先は聞かしてもらうまでもなく、総務委員会でいいと思いますが、そのようなことで決めさしていただいてよろしいですか。

( 了 承 )

委員長　それじゃあ、そのようにさせていただきます。  
この2点につきましては追加日程として本会議に提出していただきます。それまでに時間も必要ですので、全協の後でやっていきたいと思しますので。それではそのように取り扱っていくことで、確認させていただきますので。議長の方よろしくお願いします。

次にレジメには挙げなかったんです。というのはさっき、担当から電話頂いて、局長の方もということで。

農業委員会委員の第2号委員の推薦についてですが、議会から推薦する農業委員は5名おられるんです。先日の初議会に議員2名を入れていただいています。本会議でも推薦して。残りの3名の推薦をしなくてはいけないんですが、初日までに、農協とかそういう機関の方から推薦が上がってきて、それを議会が会議に諮って推薦するという形になりますので、それがまだ届いてないということです。これについては18日の議会運営委員会までには、各団体というですか、そこから推薦状が上がってくると思いますので、議会運営委員会で審査さして頂いて、最終日に追加日程として、提出したいと思いますのでよろしくご理解のほど、お願いします。

これについて何かご意見ございますか。

( な し )

委員長

それでは、そのように取扱いさせて頂くことで確認致しておきます。以上で本日の案件については終了します。引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前9時35分)